

特区分	総合特区分名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解										国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答	対面協議	内閣府記載欄	
						回数	担当省庁・担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等			内閣府コメント	内閣府整理 I~IV
国際03	アジアヘッドクォーター特区	自営線での非常時のみの電力供給	26	<p>新宿地域において、公開空地等へOGS等分散型電源を設置し、非常時(系統停電時)に電源確保が困難な建物に対して電源供給することを計画している。しかし、別荘地でOGS等分散型電源が設置されている建物から非常時に電源供給を行うことは現行法において定められていない。そこで下記の規制緩和を要望する。</p> <p>・特定供給の規制緩和</p> <p>・非常時の電力供給については、供給元と供給先の「密接な関係」(電気事業法17条3項1号、電気事業法施行規則第21条)による特定供給で実施可能であるが、「密接な関係」の要件としては組合を設立することが規定されている。組合の要件について定めた「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」の中に「出資を伴わない組合による供給」及び「組合員(供給者としての専門事業者も含む)による設備の所有・運用」が可能となるよう、非常時の電力供給を目的とするものを規定、明文化する。</p> <p>また、これらの実施にあたり非常時の電力供給に関する技術的要件を法に関する技術基準の解釈などに明記するなど、運用を明確化する。</p> <p>この特例措置の実現により、大量の帰宅困難者や負傷者などの発生が予想されるターミナル駅周辺エリアにおいて、大規模ビルの在館者の帰宅抑制、帰宅困難者の一時収容・支援、地域の医療救護体制の強化などに必須となるエネルギーの継続的な確保につながる。</p>	<p>別荘地に設置されているOGS等の分散型電源から非常時に電源供給を行うことは、災害時の自立的電源確保が可能となり、地域の高度防災に寄与するものである。しかし、現行法においてはそのような供給形態が明文化されておらず、非常時における一定程度の電力融通が不可能な状況にある。この規制緩和が実現すれば、アジアヘッドクォーター特区の目指すBCGIPを確保した高質なビジネス環境や生活環境の整備の実現につながる。</p> <p>春協議においては、復旧の切替手続き、内線の混在の回避、組合も含めて密接な関係性をどのように担保するのか等について明らかにした上で提案内容を協議していくことと確認した。現在、関係者で、それらの課題について検討を進めている。8月末までに、国の指摘を踏まえた具体的な内容を提示する予定である。</p>	1回目	経済産業省資源エネルギー庁電力市場整備課、電力安全課	電気事業法17条3項1号、電気事業法施行規則21条	F	—	—	—	<p>①組合による特定供給を行う際の組合の設置に関する出資要件関係</p> <p>「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」における、組合の設置に関する出資要件については、御提案を踏まえ、今後経済産業省において検討。</p> <p>②組合による特定供給を行う際の設備保有要件関係</p> <p>審査基準においては「当該組合の定款において、長期にわたり継続して発電設備を保有し、又は維持管理する旨が明らかになっていること。」を求めているが、ここでいう「保有又は維持管理」とは、組合による発電設備の所有ではなく、需要家に対する安定的な電力供給を確保するため、当該設備に対して組合のコントロールが及ぶことを求めるもの。</p> <p>したがって、「一組合員が所有する発電設備の保有又は維持管理に係る取扱いを変更する場合には、組合の同意が必要である」等が定款等により担保されていれば、設備保有要件が満たされるものと解するのが適当と考えている。</p> <p>③保安面については、当該設備が電気事業法第39条に定める技術基準に適合している限りにおいては、特に問題ない。</p>		b	非常時供給を目的とした出資を伴わない組合設置が実現することを条件に了解する。		<p>【I:提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの</p> <p>【II:提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの</p> <p>【III:取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの</p> <p>【IV:一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの】</p>	II
						2回目		A-2	今年度中 目途	—	—	<p>「出資を伴わない組合による特定供給」については、省庁側においてパブリックコメントに付した上で「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」を改正を行うことにより対応したい。</p>	a	「出資を伴わない組合による特定供給」については、省庁側においてパブリックコメントに付した上で「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」を改正を行うことによりその旨について、了解する。	(コメント無)	I			
国際03	アジアヘッドクォーター特区	国有地処分条件の緩和1	38	<p>国有財産の随意契約による売却が認められる条件である財務省通知にある「公共団体に直接公共の用に供する施設」を羽田空港跡地で予定している官民共同による整備・運営事業についても適用を可能とすること。産業交流施設は、地域の活性化と我が国の産業の国際競争力を強化し、日本経済を牽引する役割を担うものである。随意契約による国有財産の売却が可能となることにより、産業交流施設の整備事業を円滑に推進することができる。</p>	<p>羽田空港跡地に導入する産業交流施設に国際会議や外国企業との商談・技術マッチングなど産業交流のための機能を集積することで、国内の中小企業等が有する独自の技術や日本各地の特長を中心に新しく創出される最先端の技術、製品紹介を行う「平成の出島」としての役割を担い、我が国の産業の競争力を強化する。</p> <p>春協議においては、国土交通省より産業交流施設等に関する詳細を明らかにすることが必要との見解が示され、施設計画を具体化した上で、秋以降協議することとなった。現在、大田区企業立地促進基本計画での位置づけを踏まえながら施設整備の具体化のための検討を行っており、当該施設の整備方針に基づき、協議を行っていく。</p>	1回目	国土交通省航空局首都圏空港課、財務省主計局法規課	会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第21号	D	—	—	<p>自治体が現在提示している羽田空港跡地の利用計画であれば、予算決算及び会計令で定める「随意契約によることができる場合」に該当すると考えられるので、随意契約により当該跡地の売却を行うことは可能と考える。</p> <p>なお、随意契約による売却の可否は今後の土地売却手続きの中で正式に判断することとなるので、当該跡地を管理する国土交通省(航空局)に、適宜、相談いただきたい。</p>		a	<p>当方が想定している利用計画であれば、随意契約による売り払いが可能であることを確認できたので了解する。</p> <p>今後、正式手続きに向け土地利用等の詳細を検討することとなるので、別途協議をお願いします。</p>	(コメント無)	I		
						2回目													
国際03	アジアヘッドクォーター特区	国有地処分条件の緩和2	39	<p>羽田空港跡地に整備する産業交流施設の役割に鑑み、国有財産特別措置法第3条に定める、普通財産の減額譲渡ができる条件を拡大し、本施設についても適用を可能とすること。産業交流施設は、地域の活性化と我が国の産業の国際競争力を強化し、日本経済を牽引する役割を担うものである。普通財産の減額譲渡を可能とすることにより、産業交流施設の整備事業を円滑に推進することができる。</p>	<p>羽田空港跡地に導入する産業交流施設に国際会議や外国企業と国内企業との商談・技術マッチングなど産業交流のための機能を集積することとしており、当該機能を有する施設について、当該機能を有する施設に加え土地の所有予定者に対し、減額譲渡を実施できるように求める。</p> <p>春協議においては、国土交通省より産業交流施設等に関する詳細を明らかにすることが必要との見解が示され、施設計画を明らかにした上で、秋以降協議することとなった。現在、施設整備の具体化のための検討を行っており、今後は同施設の整備に向けた本件特例措置の適用について具体的な協議を行っていく。</p>	1回目	国土交通省航空局首都圏空港課	国有財産特別措置	Z	—	—	<p>自治体が希望している土地の減額譲渡について、対象財産を所管している省庁として可否の検討を行うには、減額譲渡の必要性、整備主体、運営主体、施設整備内容、必要とする期限等の詳細が示される必要がある。</p>		d	<p>国との協議では、産業交流施設エリアで計画している案を基に、事業手法や施設整備内容、スケジュールを示して説明を行った。省庁側で減額譲渡の可否を検討するに際して必要な情報の具体的な内容を項目ごとに明示された。</p> <p>なお、今後も、海外を視野に入れた国内外の産業連携の拠点形成を図るため、具体的な取組や関係主体の役割等について更なる検討を進めているところであり、継続協議を希望する。</p>	<p>要望の実現に向けて、自治体は省庁側で減額譲渡の可否を検討するに際して必要な情報についてさらに検討を行うことが必要。但し、自治体は、その情報の具体的な内容の明示を求めていることから、国土交通省は自治体に明示すること。</p>	III		
						2回目		Z	—	—	<p>貴自治体が説明された計画では、産業交流施設のおらひ、その機能、事業手法等の考え方は示されたものの、減額譲渡の可否の検討にあたっては、減額譲渡の必要性、整備主体、運営主体、施設整備内容、今後のスケジュール等について具体的な情報が必要となると考えている。今後自治体において更なる検討を進める過程で不明点があれば、当方と適宜相談されたい。</p>	d	<p>現状において想定される整備主体、運営主体等について既に示しており、当該案をベースに減額譲渡の実現に向け、具体的な協議を行ってきたい。</p>	<p>提案の実現に向けて、省庁側で減額譲渡の可否を検討するに際して、減額譲渡の必要性等の具体的な情報を自治体側が提供することが必要。なお、必要な情報の詳細については双方で協議を行うこと。</p>	IV				

第二次「国と地方の協議」(平成24年秋) 新たな規制の特例措置 優先提案一覧

特区区分	総合特区名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的な内容	政策課題	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解										対面協議	内閣府記載欄
						回数	担当省庁・担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		
国際03	アジアヘッドクォーター特区	非常時対応の医薬品等保管の特例措置	1521	<p>・震災等の非常時対応のための医薬品保管を促進するため、薬局を営業する薬剤師が、薬局の隣地(近接街区等)にある防災備蓄倉庫を医薬品倉庫として活用し、薬局との一体的運用を可能とする。</p> <p>・現行では、薬事法第7条第1項において、薬局開設者は、その薬局を自ら実地に管理しなければならない。またはその薬局の管理者となる薬剤師を指定してその薬局を実地に管理しなければならない旨規定されているため、隣地(近接街区等)にある防災備蓄倉庫を医薬品倉庫として活用し、薬局と一体的に運用することができない。</p> <p>・医薬品等の災害時に備えた保管を許可する特例措置を行うことにより、業務等機能の集積が進む総合特区内における医薬品等の備蓄について、地方自治体だけでなく民間の備蓄が増え、分散配置が進むことで、官民を挙げた災害時医療体制の強化が図られる。</p> <p>・医薬品備蓄倉庫は通常の備蓄倉庫と切り離し、独立した倉庫を設け、調剤薬局の管理薬剤師による施設管理体制の元、管理面での安全性を確保する。</p>	<p>・業務等機能が集積する総合特区内では災害時、就業者や来街者等、多量の医薬品が高まることが想定される。多量の医薬品を備蓄するにあたり、現行制度上、管理が実地に限定されていることによる物理的な制約は大きく、民間として災害時医療体制の強化を目的として医薬品備蓄を進めることが困難な状況にある。</p> <p>・災害時医療に要する医薬品備蓄については自治体において支障を受けているが、民間と同様、薬事法に基づく医薬品の管理体制の制約は大きく、現状では医師会・薬剤師会からの種々な連携体制構築に留まっている自治体もあり、即時・即地的対応が求められる中、管理体制面などにおいて工夫の余地があるものと見られる。</p> <p>・東京都は医薬品を備蓄しているが、自治体からの要請を受けて支援に至るまでの即時的対応及び交通量の遮断等により備蓄が適切に供給されない場合の即地的対応の強化には、民間の災害時医療体制の取組促進が必要と見られる。</p> <p>・本規制緩和の実現により民間においても医薬品備蓄を進め、総合特区内の災害対応力を強化することで、アジアヘッドクォーター特区で外国企業の誘致戦略の一つに掲げている「BCPを確保したビジネス環境整備」を推進することができる。</p>	1回目	厚生労働省医薬食品局総務課	薬事法第7条第1項・第2項	C	—	—	<p>○ご提案の内容は、災害に備えて、医薬品を備蓄される倉庫を設置したいというものと理解しているが、災害に備えて医薬品を備蓄する単なる倉庫を設置したいということであれば、卸売販売業者としての許可を取ることでも対応は可能である旨回答である。</p>		c	<p>・提案された代替案について、事業者はそもそも卸売販売業を行う考えは持っておらず、薬局と近接する医薬品が保管された防災備蓄倉庫を当該薬局と一体的に運用を図りたいというものである。</p> <p>・防災備蓄倉庫は、薬局と同等の品質管理を行う予定であり、運用面で何ら問題は生じないものと認識している。</p> <p>・こうしたことから、今回の提案について、薬事法第7条第1項の「実地に管理」しているとなされるよう、解釈、運用を求めるとともに、その旨を明示していただきたい。</p>	<p>【Ⅰ：提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの Ⅱ：提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの Ⅲ：取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの Ⅳ：一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの】</p>	<p>厚生労働省から卸売販売業者としての許可を取ることでも対応は可能との見解が示されているが、自治体の提案は薬局と一体的に運用を図りたいというものである。厚生労働省は自治体の見解を踏まえて、自治体の提案に対して再度検討を行うこと。</p>
						2回目	厚生労働省医薬食品局総務課	薬事法第7条第1項・第2項	C	—	—	<p>・提案内容については、現行の薬事法の下、卸売販売業としての許可を取得し、倉庫を設置することで実現可能。この場合、卸売販売業の許可の手続きや更新のタイミング等については、提案者主体の自治体において柔軟に対応することが可能と考える。</p> <p>・薬局の開設許可については、(薬事法第4条第1項の規定のとおり、都道府県等が行う自治事務となっており、関連する通知(昭和50年2月8日薬第691号及び昭和50年6月2日薬発第479号)については、技術的助言である。</p>	d	<p>・厚生労働省から、「現行の薬事法の下、卸売販売業としての許可を取得し、倉庫を設置することで実現可能」との代替案が示されているが、前回の書面協議でも回答したとおり、事業者は卸売販売業を行うつもりはない。</p> <p>・さらに、厚生労働省からは、「卸売販売業の許可の更新のタイミング等」について、「提案者主体の自治体において柔軟に対応することが可能」との見解が示されたが、医薬品備蓄を促進しようとしているのは薬局ではなく、事業者である以上、薬局に卸売販売業者としての負担を求めること自体が困難である。</p> <p>・よって、厚生労働省の代替案を受入れることはできない。</p> <p>・しかしながら、厚生労働省から、薬局の開設許可については、自治事務であり、かつ、関連する通知(昭和50年2月8日薬第691号及び昭和50年6月2日薬発第479号)についても、技術的助言で、当該通知が自治体の判断を制限するものではないとの見解が示されたこと認識している。</p> <p>・よって、引き続き提案内容を実現するべく、個別具体的な調整を所管保健所との間で協議していくこととする。</p> <p>・ただし、所管保健所との調整において、技術的助言が提案内容の実現に支障となる場合、厚生労働省は、本件について再度協議に応じられない。</p>	協議等の結果、薬局の開設許可は自治事務であり、自治体の判断により対応可能なことが明らかとなった。提案の実現に向け、まずは地方側で調整を行うとともに、必要に応じて厚生労働省に相談されることが望ましいと考える。		
国際03	アジアヘッドクォーター特区	外国人ビジネスマン向けの職住一体型ワークスタイル提供のための建築基準法の特例	1522	<p>・職住一体型のワークスタイルを提供できるスモールオフィス兼用住宅の設置を既存の共同住宅を活用し促進する。これにより、外国企業の日本事務所開設の初期段階のビジネス環境・生活環境を整備する。</p> <p>・建築基準法第52条第6項では、共同住宅の共用部の容積率は不算入とされている。また、「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行について(平成9年6月13日住衛発第73号)」では、「共同住宅の住戸で、事務所を兼ねるいわゆる兼用住宅については、本制度(法第52条第6項)の対象となる共同住宅には該当しない」とされている。</p> <p>・これにより、法第52条第6項を適用している既存の共同住宅で、指定容積率を最大限利用しているものにおいて、スモールオフィス機能を兼ね備えらるると、事務所を兼ねる兼用住宅としての扱いとなり、共用部が容積率算入の対象となり、容積超過となるため、スモールオフィス機能を兼ね備えることができない。</p> <p>・そこで特例措置として、アジアヘッドクォーター特区において設置するスモールオフィス兼用住宅は、発生交通量への影響を小さくする観点から一定の条件を満たした住宅に限定し、法第52条第6項の適用対象施設とする。</p>	<p>・外国企業の日本進出において、日本事務所開設の初期段階では数年から数年程度の従業員規模でスタートし、事業拡張にあわせて、国際水準の高規格オフィスへ移転拡張していくことが多い。</p> <p>・また、誘致した外国企業の事業展開に当たっては、国内のベンチャー企業等とのコラボレーションによって新たな技術開発や販路開拓が促進される。</p> <p>・したがって、外国企業誘致に当たっては、国際水準の高規格オフィスだけでなく、外国企業の日本事務所開設の初期段階及び国内外のベンチャー企業のニーズを受け止める施設の提供が必要である。</p> <p>・日本事務所開設の初期段階の外国企業や国内のベンチャー企業は、職住一体で、事務所開設のインシヤル負担が低いことが求められ、いわゆるSOHOのような施設が求められており、外国企業誘致には、このような施設の更なる設置の促進が有効である。(別添参照)</p> <p>・こうした外国企業の日本進出の初期段階をサポートする環境を整備し、外国企業の誘致体制を一層強化するとともに、誘致した外国企業と国内のベンチャー企業とのコラボレーションを活発にすることで、さらなる経済効果の波及が期待できる。</p>	1回目	国土交通省住宅局市街地建築課	建築基準法第52条第6項 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行について(平成9年6月13日住衛発第73号)	C	—	—	<p>・容積率は、建築物の密度規制により、各地域における社会経済活動の総量をコントロールし、建築物と道路等の公共施設のバランスを図るものであり、法に定める容積率の算定方法のもとで、各地域における公共施設の整備状況やまちづくりの方針等に応じて、各自自治体が都市計画に具体の容積率を設定して規制するものである。</p> <p>・その中で、共同住宅の共用の廊下・階段については容積率不算入としているが、本制度は、共同住宅の特性を根拠に認められているものであり、一部を事務所として利用するものを不算入の対象とすることは、制度の趣旨に反するため、認められない。</p> <p>・具体的には、本制度は、共同住宅の共用廊下等には、外側(屋外)に設けられ容積率不算入であるもの、屋内に設けられ容積率算入であるものがあつたこと、また、共同住宅は、住戸単位で住宅としての機能が独立し、その共用廊下等では、外側(屋外)に設けられ容積率不算入であることから、容積率規制において両者の取扱いを異にするのが不合理であったことを根拠とするが、一方で、通常屋内に設けられ、機能的にも各室間等を接続する屋内的空間である事務所の廊下等は、容積率に算入すべき部分であり、これを共同住宅と同等に取り扱うことはできない。</p> <p>・また、ご提案のように、地域を限定して、共同住宅を事務所としても利用することで、容積率がコントロールする公共施設への負荷(発生交通量)が増加し、当該建築物の容積率も自治体が都市計画で定めた指定容積率を超えるということであれば、法に定める容積率の算定方法の変更ではなく、本来、公共施設の整備状況等の地域の実情に応じて指定容積率を見直すことが考えられ、また、これにより対応可能である。</p>	c	<p>・今回の提案は、外国企業の誘致に資するため、特区内に限った上での特例措置として、既存の共同住宅を国際的な需要のあるホームオフィスとして有効に活用しようというものである。</p> <p>・代替案として提示された指定容積率の見直しは、地域のマスタープラン等上位計画との整合や基盤整備の状況などを踏まえ、合理的な理由のもとで街区単位で行うものであり、個別建物の条件のみで対応するものではない。</p> <p>・今回の提案は、既存の共同住宅の一部をホームオフィスとして昼間利用しようとするもので、容積算定外となっている廊下等の共用部は、特に従前と変わらない。このような部分が、基本的には住宅であるにもかかわらず、ホームオフィスとしての利用の有無によって容積率の対象となったりならなかったりする仕組みは、既存ストックの有効な活用の妨げとなりかねない。</p>	国土交通省から自治体が都市計画において指定容積率を見直すことで対応可能との見解が示されているが、自治体は容積率の変更は個別建物の条件のみで対応するものではないとの理由により、要望の実現は不可能と判断している。提案は既存の住宅の一部をホームオフィスとして利用するもので、廊下等の共用部の利用が特に従前と変わらない場合の容積率算定の考え方について確認したいとの見解を自治体から示していることから、国土交通省は自治体の見解を踏まえて再度検討を行うこと。なお、実務者打合せを踏まえ、自治体は発生交通量が増えない住宅であることの設定方法及び担保措置について国土交通省へ提示すること。		
						2回目	国土交通省住宅局市街地建築課	建築基準法第52条第6項 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行について(平成9年6月13日住衛発第73号)	C	—	—	<p>・前回回答のとおり、共同住宅の共用の廊下・階段の容積率不算入制度は、共同住宅の特性を根拠に認められているものであり、一部をホームオフィス(事務所)として利用するものを不算入の対象とすることは適当ではない。</p> <p>・提案者からの説明では、共同住宅の住戸をホームオフィスとして転用するにあたっては、施設共用サポート機能として、フロント、ラウンジ(打合せ等に利用できるスペース)、ミーティングルームを具備すること、また、発生集中交通量は、専用住宅の1.5倍程度が見込まれること等とされていることから、ホームオフィスに転用した後の共用廊下等の利用(頻度等)が、転用する前の共同住宅の共用廊下等の利用と変わらないとは言えない。</p> <p>・また、今回の提案は、提案者による「職住一体型ワークスタイルの提供」というまちづくりの方針の下、特区という一定のエリアにおいて、発生交通量の増加も許容して共同住宅からホームオフィスへの転用を認めようとするものであるから、必ずしも指定容積率の見直しが不合理なものとは考えられない。</p>	d	<p>・社会情勢の変化等に対応して、既存住宅の用途の変更等が可能な環境を整備していくことは重要なことと考える。</p> <p>・今回の協議を通じて、共同住宅をホームオフィスとして活用しても共同住宅と同様に扱うためには、少なくとも発生交通量が増えないことが前提となることは承知している。</p> <p>・引き続き、特区の目標の実現のため住宅とオフィスのあり方を検討していく。</p>	国土交通省より実施しないとの見解が示されたことについて、自治体は住宅とオフィスのあり方について検討を行う見解を示していることから一旦協議を終了。		

特区区分	総合特区名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解										国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答	対面協議	内閣府記載欄		
						担当省庁・担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等	内閣府コメント			内閣府整理 I~IV		
国際03	アジアヘッドクォーター特区	経済連携協定(EPA)に基づく看護師候補者及び介護福祉士候補者として来日した人材の活用	1523	<p>・外国企業の従業員やその家族が高い家事使用人を雇用できるような環境を整備する必要がある。</p> <p>・このため、経済連携協定(EPA)に基づく看護師及び介護福祉士候補者として来日した人材を総合特区内に誘致した外国企業従業員が家事使用人として活用できるように、在留資格の変更を可能にする。総合特区内外の外国企業の従事者が家事使用人として雇用できるような在留資格「特定活動」の要件緩和を行うこと。</p>	<p>特区内に誘致を目指す外国企業の従業員は、家事使用人を雇用することが想定されており、外国企業の従業員やその家族の生活をサポートするため、家事使用人を雇用しやすい環境の整備が必要である。郵としては質の高い家事使用人を確保するため、EPA協定に基づき来日した看護師候補者及び介護福祉士候補者の人材活用を検討しており、具体的には、不合格となった候補者が受入れ施設であった医療現場を離れても、家事使用人として安定的な収入を得ながら日本での在留を続け、合格に向けて再チャレンジしていく機会を提供したいと考えている。しかしながら、以下の規制が存在するため、現行制度上、特区内に誘致する外国企業の従業員が質の高い家事使用人を確保することは困難である。</p> <p>(1) 法務省告示において、いわゆるEPA協定に基づき来日した看護師候補者及び介護福祉士候補者の在留資格が定められているが、当該在留資格は、EPA協定により特別に許可した資格であり、不合格となった候補者は、帰国を余儀なくされ、在留資格の変更は不可となっている。このため、当該候補者を総合特区内に誘致した外国企業社員が家事使用人として活用することができない。</p> <p>(2) 法務省告示において家事使用人を雇用できる外国人の範囲は以下のとおり限定されており、特区内に誘致した外国企業社員が家事使用人を雇用することができない。</p> <p>① 外交官又は領事官 ② 日本政府の承認した外国政府又は国際機関の公務に従事する者 ③ 投資・経営の在留資格をもって在留する事業所の長 ④ 法律・会計業務の在留資格をもって在留する事業所の長 ⑤ 高度人材外国人</p>	1回目	厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策課	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第5号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄(2)に係る活動に附ける活動を定める件(平成24年5月24日法務省告示第百三十一号)	E	—	—	<p>○日インドネシアEPA(平成20年7月1日発効)及びフィリピンEPA(平成20年12月11日発効)に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れについては、二国間の協定に基づく公的な枠組みの中で、特例的に行うものである。</p> <p>○EPA候補者については、国家試験合格に必要な知識及び技術の習得を目的として、協定で認められる潜在の間、指定された受入れ施設で就労・研修に従事することが特例的に認められているものであり、アジアヘッドクォーター特区における認定企業の外国人従業員の家事使用人として従事することは、このEPAの枠組みの趣旨に照らして認められない。</p> <p>○実務者協議後、現在継続して議論している主な論点は以下のとおり。</p> <p>① 本提案事項の趣旨は、「残念ながら不合格となった候補者に、家事使用人として安定的な収入を得ながら日本での在留を続け、合格に向けて再チャレンジしていく機会を提供するもの」とのことであるが、</p> <p>・外国人向けの家事使用人としての就労は、滞在時間の大部分を国家試験と何ら関係ない活動に専従することとなり、適切な研修指導も期待できないため、看護や介護に関する専門知識や技術の習得に結びつかないこと。</p> <p>・日本語能力については、看護・介護における専門的な日本語能力が必要と考えられるが、英語でのコミュニケーションが中心となる家事使用人としての就労を通じて、専門的な日本語能力を身に付けることは困難であること。</p> <p>・資格取得を目的とせず家事使用人として日本に在留すること自体が目的化し、EPAの制度を形骸化するおそれがあること。</p> <p>から家事使用人として就労することが、なぜ国家試験合格に結びつくのか疑問である。</p> <p>② EPA候補者は、本国では看護師資格を有する専門職や高学歴を有する人材であり、彼らを、家事使用人として、専門的・技術的分野ではない、いわゆる単純労働者とみなされる分野で雇用することは、相手国の人材の活用方法について問題が生じるおそれがある。</p> <p>③ EPA候補者は、国家試験合格に必要な知識及び技術の習得を目的として、協定で認められる潜在の間、指定された受入れ施設で就労・研修に従事することが特例的に認められており、我が国への滞在期間中、労働者保護のため、受入れ調整機関を通じた厳格な在留管理や雇用の指導等が行われている。家事使用人については、こうした厳格な在留管理が困難であり、また、認定企業の外国人従業員に雇用される家事使用人については、保護措置が十分ではないと考えられることから、認められない。</p> <p>○その他代替案等について以下のとおり。</p> <p>・アジアヘッドクォーター特区に、500社程度の外国企業を誘致することであるが、そもそも家事使用人を雇用したいというニーズや、現行制度により家事使用人を雇用できる外国人以外の方が、家事使用人を雇用したいというニーズ等について、具体的な資料・根拠に基づくものがあるのか疑問である。</p> <p>・仮に、アジアヘッドクォーター特区における誘致企業の従業員について家事使用人に対するニーズがある場合においても、日本国内には、永住者、日本人の配偶者等、就労に制限のない外国人が多数在留しており、多くの求職者がいるところ。こうした人材に対し、家事使用人としての質を高める取組を行うなどにより、就労を促進することを検討すべきではないか。なお、これらの外国人を雇用することについては、現行制度上問題はない。</p>	※対応の但し書き	対応	C	<p>・本提案は、残念ながら不合格となってしまった候補者に、アジアヘッドクォーター特区において、家事使用人として安定的な収入を得ながら、日本での在留を続け、合格に向けて再チャレンジしていく機会を提供したいというものである。</p> <p>・本提案は、候補者の合格に向けた道筋に係る選択肢を増やしてはどうかというものであり、経済連携協定(EPA)に基づく看護師候補者及び介護福祉士候補者として来日した人材が、引き続き国内に在留し、家事使用人として勤務できるよう特例措置を実施していただきたい。</p> <p>・ご指摘のあった論点及び代替案についての見解は、以下のとおり。</p> <p>(1) について</p> <p>・候補者の国家試験の合格率が低いことについては、筆記試験における日本語の語学力が課題になっており、試験問題における文章や用語が難しいことが主原因であると認識している。</p> <p>・家事使用人としての勤務は、合格に向けた日本語の勉強に特化し、規則的かつ継続的な時間を確保するためのものであり、合格に資するものと考えている。</p> <p>・また、家事使用人としての勤務は、日本での在留を続け、合格に向けて再チャレンジしていくための活動であり、ご指摘のようなEPAの制度が形骸化する恐れがあるとまでは認識していない。</p> <p>(2) について</p> <p>・家事使用人としての勤務を行うかどうかは、候補者個人の意思に委ねられており、受入国の側で家事使用人としての勤務を促すものではなく、相手国との間で人材の活用方法が問題になるとまでは考えていない。</p> <p>(3) について</p> <p>・本提案において、家事使用人の雇用主として想定しているのは、資本金の規模や株式の上場などの条件に基づき認定した入国・再入国申請の緩和を受け外国企業の従業員及びその家族であり、出入国管理上の優遇措置を受ける高度人材に雇用される家事使用人と同様に、不適切な就労環境に置かれるとは考えていない。</p> <p>(その他代替案等について)</p> <p>・家事使用人のニーズについては、特区内への外国企業誘致が進めば、相応の需要が出てくるものと考えている。</p> <p>・また、家事使用人を確保するため、ご指摘のような手段もあることは認識しているが、本提案では、経済連携協定(EPA)に基づく看護師候補者及び介護福祉士候補者として来日した人材は、看護や介護の専門知識や経験を有していることから、家事使用人として適しているものと考えている。</p> <p>・したがって、当該候補者を特区内において家事使用人として活用することに理解をいただきたい。</p>			今後、EPA候補者を特区内における認定企業の外国人従業員の家事使用人として雇用することについて、EPAの枠組み等の趣旨等、これまでに厚生労働省及び法務省から示されている論点等について引き続き協議を行うこと。	III
						2回目	厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策課		E	—	—	<p>○ 候補者については、国家試験合格に必要な知識及び技術の習得を目的として、協定で認められる潜在の間、指定された受入れ施設で就労・研修に従事することが特例的に認められているものであり、アジアヘッドクォーター特区における認定企業の外国人従業員の家事使用人として従事することは、このEPAの枠組みの趣旨に照らして認められない。東京都回答に対する再回答は以下のとおり。</p> <p>(1) について</p> <p>「筆記試験における日本語の語学力が課題」「合格に向けた日本語の勉強に特化し、規則的かつ継続的な時間を確保するためのもの」とあり、合格に資するとの回答であるが、</p> <p>1. これまでも繰り返し述べてきたとおり、外国人向けの家事使用人としての就労は、滞在時間の大部分を国家試験と何ら関係ない活動に専従することとなり、適切な研修指導も期待できないため、看護や介護に関する専門知識や技術の習得に結びつかない。</p> <p>2. 試験の合格に必要な日本語能力については、単に語学力が必要となるだけではなく、看護・介護における専門的な日本語能力が必要と考えられるが、英語でのコミュニケーションが中心となる家事使用人としての就労を通じて「専門的な日本語能力を身に付けることは困難であることから、貴回答にいう「合格に向けた日本語の勉強に特化」することにはならない。</p> <p>3. EPAに基づき来日した人材は、国家試験合格に必要な知識及び技術の習得を目的として、協定で認められる潜在の間、指定された受入れ施設で就労・研修に従事することが特例的に認められており、我が国への滞在期間中、労働者保護のため、受入れ調整機関を通じた厳格な在留管理や雇用の指導等が行われている。家事使用人については、こうした厳格な在留管理が困難であり、また、認定企業の外国人従業員に雇用される家事使用人については、保護措置が十分ではないと考えられることから、「規則的かつ継続的な時間を確保する」ことができるか疑問である。</p> <p>4. 滞在時間の大部分を国家試験と何ら関係ない活動に専従することとなる枠組みを新たに設けることは、資格取得を目的とせず家事使用人として日本に在留すること自体が目的化し、EPAの枠組みが形骸化するおそれがある。</p> <p>(2) について</p> <p>「家事使用人としての勤務を行うかどうかは、候補者個人の意思に委ねられており、受入国の側で家事使用人としての勤務を促すものではなく、相手国との間で人材の活用方法が問題になるとまでは考えていない。」との回答であるが、本国では看護師資格を有する専門職や高学歴を有する人材である彼らについて、家事使用人として、専門的・技術的分野ではない、いわゆる単純労働者とみなされる分野での活用を図る制度を設けること自体、相手国の人材の活用方法として問題が生じるおそれがある。</p> <p>(3) について</p> <p>雇用主は「資本金の規模や株式の上場などの条件に基づき認定した入国・再入国申請の緩和を受け外国企業の従業員及びその家族であり、「不適切な就労環境に置かれるとは考えていない。」との回答であるが、前述のとおり、EPAに基づき来日した人材は、国家試験合格に必要な知識及び技術の習得を目的として、協定で認められる潜在の間、指定された受入れ施設で就労・研修に従事することが特例的に認められており、我が国への滞在期間中、労働者保護のため、受入れ調整機関を通じた厳格な在留管理や雇用の指導等が行われている。家事使用人については、こうした厳格な在留管理が困難であり、また、認定企業の外国人従業員に雇用される家事使用人については、保護措置が十分ではないと認められる。</p> <p>(その他代替案等について)</p> <p>1. 「家事使用人のニーズについては、特区内への外国企業誘致が進めば、相応の需要が出てくるものと考えている。」との回答であるが、特区内への誘致が進んだ結果、現行制度により家事使用人を雇用できる外国人以外の方が、家事使用人を雇用したいというニーズがどの程度出てくるものと把握しているのか。「相応の需要」の具体的な数値について、具体的な根拠・資料に基づいて説明されたい。</p> <p>2. 「看護師候補者及び介護福祉士候補者として来日した人材は、看護や介護の専門知識や経験を有していることから、家事使用人として適している」との回答であるが、候補者については、国家試験合格に必要な知識及び技術の習得を目的として、協定で認められる潜在の間、指定された受入れ施設で就労・研修に従事することが特例的に認められているものであり、アジアヘッドクォーター特区における認定企業の外国人従業員の家事使用人として従事することは、このEPAの枠組みの趣旨に照らして認められない。</p> <p>以上から、当該候補者を特区内において家事使用人として活用することについては困難であることを御理解いただきたい。</p>	対応	D	<p>外国企業からのニーズを検証した上で、省庁から示された論点等を踏まえ、提案内容を再検討することとした。</p>	厚生労働省より実施しないとの見解が示されたことについて、自治体は省庁から示された論点等を踏まえて再検討を行う見解を示していることから一旦協議終了。	IV			

第二次「国と地方の協議」(平成24年秋) 新たな規制の特例措置 優先提案一覧

特区区分	総合特区名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解										対面協議	内閣府記載欄	
						回数	担当省庁・担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		内閣府コメント	内閣府整理 I~IV
国際03	アジアヘッドクォーター特区	経済連携協定(EPA)に基づく看護師候補者及び介護福祉士候補者として来日した人材の活用	1523	<p>・外国企業の従業員やその家族が特区内で安心して生活できるような高い家事使用人を雇用できる環境を整備する必要がある。</p> <p>・このため、経済連携協定(EPA)に基づく看護師及び介護福祉士候補者として来日した人材を総合特区内に誘致した外国企業従事者が家事使用人として活用できるように、在留資格の変更を可能にする。総合特区内の外国企業の従事者が家事使用人として雇用できるように在留資格「特定活動」の要件緩和を行うこと。</p>	<p>(1) 法務省告示において、いわゆるEPA協定に基づき来日した看護師候補者及び介護福祉士候補者の在留資格が定められているが、当該在留資格は、EPA協定により特別に許可した資格であり、不合格となった候補者は、帰国を余儀なくされ、在留資格の変更は不可となっている。このため、当該候補者を総合特区内に誘致した外国企業社員が家事使用人として活用することができない。</p> <p>(2) 法務省告示において家事使用人を雇用できる外国人の範囲は以下のとおり限定されており、特区内に誘致した外国企業社員が家事使用人を雇用することができない。</p> <p>① 外交官又は領事官 ② 日本政府の承認した外国政府又は国際機関の公務に従事する者 ③ 投資・経営の在留資格をもって在留する事業所の長 ④ 法律・会計業務の在留資格をもって在留する事務所の長 ⑤ 高度人材外国人</p>	1回目	法務省入国管理課入国管理企画室	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄(2)に係る部分に限る。)に相応する活動(平成25年5月24日法務省告示第百三十一号)	E	未定	未定	<p>○日インドネシアEPA(平成20年7月1日発効)及び日フィリピンEPA(平成20年12月11日発効)に基づく看護師・介護福祉士候補者(以下、「候補者」という。)の受入れについては、二国間の協定に基づく公的な枠組みの中で、特例的に行うものである。</p> <p>○候補者については、国家試験合格に必要な知識及び技術の習得を目的として、協定で認められる滞在中、指定された受入れ施設で研修・就労に従事することが特例的に認められているものであり、アジアヘッドクォーター特区における認定企業の外国人従業員の家事使用人として従事することは、このEPAの枠組みの趣旨に照らして認められない。</p>		C	<p>・本提案は、残念ながら不合格となってしまった候補者に、アジアヘッドクォーター特区において、家事使用人として安定的な収入を得ながら、日本での在留を続け、合格に向け再チャレンジしていく機会を提供したいというものである。</p> <p>・本提案は、候補者の合格に向けた道筋に係る選択肢を増やしてはどうかというものであり、経済連携協定(EPA)に基づく看護師候補者及び介護福祉士候補者として来日した人材が、引き続き国内に在留し、家事使用人として勤務できるよう特例措置を実施していただきたい。</p> <p>・ご指摘のあった論点及び代替案についての見解は、以下のとおり。</p> <p>(①について)</p> <p>・候補者の国家試験の合格率が低いことについては、筆記試験における日本語の語学力が課題になっており、試験問題における文章や用語が難しいことが要因であると認識している。</p> <p>・家事使用人としての勤務は、合格に向けた日本語の勉強に特化し、規則的かつ継続的な時間を確保するためのものであり、合格に資するものと考えている。</p> <p>・また、家事使用人としての勤務は、日本での在留を続け、合格に向け再チャレンジしていくための活動であり、ご指摘のようなEPAの制度が形骸化する恐れがあるとまでは認識していない。</p> <p>(②について)</p> <p>・家事使用人としての勤務を行うかどうかは、候補者個人の意思に委ねられており、受入国の側で家事使用人としての勤務を促すものではなく、相手国との間で人材の活用方法が問題になるとまでは考えていない。</p> <p>(③について)</p> <p>・本提案において、家事使用人の雇用主として想定しているのは、資本金の規模や株式の上場などの条件に基づき認定した入国・再入国申請の緩和を受ける外国企業の従業員及びその家族であり、出入国管理上の優遇措置を受ける高度人材に雇用される家事使用人と同様に、不適切な就労環境に置かれるとは考えていない。</p> <p>(その他代替案等について)</p> <p>・家事使用人のニーズについては、特区内への外国企業誘致が進めば、相応の需要が出てくるものと考えている。都としては、外国企業へのヒアリング結果などから、外国人のエグゼクティブ層が、家事使用人を雇用するのは、一般的であると認識しているが、ニーズについては、どのような根拠、資料に基づく必要があるのかを明示された。</p> <p>・また、家事使用人を確保するため、ご指摘のような手段もあることは認識しているが、本提案では、経済連携協定(EPA)に基づく看護師候補者及び介護福祉士候補者として来日した人材は、看護や介護の専門知識や経験を有していることから、そうした家事使用人として適した人材を活用したいという一定のニーズがあるものと考えている。</p> <p>したがって、当該候補者を特区内において家事使用人として活用することに理解をいただきたい。</p>	【I:提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの II:提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの III:取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの IV:一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの】		III
						2回目			E	未定	未定	<p>○日インドネシアEPA(平成20年7月1日発効)及び日フィリピンEPA(平成20年12月11日発効)に基づく看護師・介護福祉士候補者(以下、「候補者」という。)の受入れについては、二国間の協定に基づく公的な枠組みの中で、特例的に行うものである。</p> <p>○候補者については、国家試験合格に必要な知識及び技術の習得を目的として、協定で認められる滞在中、指定された受入れ施設で研修・就労に従事することが特例的に認められているものであり、アジアヘッドクォーター特区における認定企業の外国人従業員の家事使用人として従事することは、このEPAの枠組みの趣旨に照らして適当ではない。</p>		d	<p>外国企業からのニーズを検証した上で、省庁から示された論点等を踏まえ、提案内容を再検討することとした。</p>	法務省より実施しないとの見解が示されたことについて、自治体は省庁から示された論点等を踏まえて再検討を行う見解を示していることから一旦協議終了。	IV	
国際03	アジアヘッドクォーター特区	市街地再開発事業に係る一団地全員同意規定の撤廃	1524	<p>一般地内に業務棟や住宅棟等の複数棟を独立して建設する場合には、建築基準法第86条第1項に基づく一団地認定を受ける必要があるが、その際には同条第6項の規定により、関係地権者全員の同意が必要となる。</p> <p>そこで、都市計画事業として施行される市街地再開発事業においては、一団地建築物設計制度の認定又は許可を申請するための要件として定められている当該権利者全員同意について、除外扱いとするという規制緩和を要望する。</p> <p>市街地再開発事業における権利調整・合意形成手続きは、都市再開発法で定められた手続きによって行われており、同法83条にも地権者による意見書の提出規定が存在する。この手続きの中で法に定める縦覧もなされており、権利保護の観点からも権利調整・合意形成を行う。そうした都市再開発法に基づく権利調整の手続きを一団地認定の前段に行うことにより、本規制緩和は問題がないと考える。</p> <p>本規制緩和によって、アジアのヘッドクォーターに相応しい都市のスペックを備えた事業の円滑な推進が可能となり、なおかつ、効率的な建築物の配置等により豊かな緑地等の整備や、分棟化によるセキュリティ性に優れた建物が整備されることに繋がる。</p>	<p>アジアのヘッドクォーターに相応しい都市のスペックとして、BOPを確保した高質なビジネス環境や生活環境の整備を特区内で実施することが必要であり、その手法としては市街地における都市機能を一体的に再生・整備するための市街地再開発事業が有効である。その市街地再開発事業においては、住・商・業・業務など複数の用途や機能を持つ施設を整備することが多く、円滑な管理運営や権利形態等の観点からは、用途ごとに独立した棟を複数棟建築することが望ましい。</p> <p>一般地に複数棟を建築するためには一団地認定が必要であるが、現行の規制では地権者全員の同意が必要となる。多くの権利者が関わる市街地再開発事業において全員同意を前提とする建築計画は、事業遅延のリスクを伴っており、そうしたリスクを回避するためには、最終的に施設建築物を一棟化させて建築せざるを得ない。一棟化をするためには、現状では各建物を低層階等で無理に連結するなどの対応を強いられおり、そうした連結等に付随する工事費増及び管理コストの増大に加え、当該連結箇所の緑化を阻害されることにも繋がる。これは、高質な都市インフラを効果的に整備するにあたって障害となっている。</p>	1回目	国土交通省住宅局市街地建築課	建築基準法第86条第6項	C	-	-	<p>・一団地の総合的設計制度の適用を受けた土地の区域内では、将来にわたって、全体を一敷地とみなし、当該区域内の他の建築物とは無関係に建築を行うことはできなくなる。このため、関係者の権利を保護する観点から認定申請に当たっては、必ず当該区域内の土地について所有権・借地権を有する者の同意を得ることとしているものである。</p> <p>・一方、都市再開発法に基づく市街地再開発事業では、当該事業において建築される建築物を対象として権利調整手続きが行われるものであるが、一団地の総合設計制度においては、事業が完了した後に、当該土地の区域において建築物を建て替える場合に制限が及ぶこととなるため、市街地再開発事業における権利調整手続きと異なる要件を課しているものであり、全員同意要件の適用対象から除外することは適当ではない。</p> <p>・なお、市街地再開発事業における施設建築物の分棟化のご提案については、都市計画や建築規制の特例措置等の既存制度を活用することで対応可能である。</p>		d	<p>・組合旅行の市街地再開発事業は、地権者等関係権利者が多く合意形成の観点から、容積率・建蔽率等の事業の枠組みを定める都市計画の段階において、具体的な建築施設の計画を定めるのは困難である。今回の提案は、事業の円滑な推進かつ効率的な建築物の配置等を図るため、市街地再開発事業に限り、建築基準法第86条第6項の一団地認定に係る全員同意規定の緩和を要望するものである。</p> <p>・地権者等関係者に対する制限の継続という面では、市街地再開発事業における権利調整によっても、個別の敷地・建物の所有者から、事業により整備される敷地・建築物の共有・区分所有などの権利に移行することによって、個別に建替えができなくなるといった土地利用制限が、将来においても及ぶこととなる。</p> <p>・市街地再開発事業においては、事業計画や権利調整計画によって受けとなる土地利用制限の変化について、関係者への周知や関係者の一定以上の議決手続きなどの都市再開発法の手続きにより対応しており、特例的に措置していただきたい。</p>	国土交通省より都市計画や建築規制の特例措置等の既存制度を活用することで対応可能との見解が示されているが、自治体は都市計画の段階において具体的な建築施設の計画を定めることは困難と判断している。東京都は、市街地再開発事業における権利調整においても、土地利用制限が将来において及ぶことから関係者の権利を保護できると主張しており、市街地再開発事業に限定した規制緩和に関する見解を求めていることから、国土交通省は自治体の見解を踏まえて再度検討を行うこと。	III	
						2回目			C	-	-	<p>・一団地の総合的設計制度は、認定区域内の複数の建築物を同一の敷地内にあるものとみなし、敷地単位での建築制限の適用は受けなくなる一方、認定区域内で建替等を行う場合には、建築確認に加えて特定行政庁の認定を得ることを要し、認定区域内の他の建築物と無関係に建築を行うことができなくなるとともに、認定区域内における具体的な環境水準を維持する形での制約が課されることとなるため、関係者の権利保護のための全員同意を要件としている。</p> <p>・市街地再開発事業は、建築物の容積率、建ぺい率等について都市計画・建築規制で定められた事項を実現するため、都市再開発法に基づき土地所有者等の2/3以上の同意等により強制力をもって事業を行うことができるが、その前提となる容積率、建ぺい率等の配分変更等について、これを実現するための市街地再開発事業の権利調整手続きによって代替させることはできない。</p> <p>・また、都市計画・建築規制は、市街地再開発事業の完了後も効果が持続するものであるが、市街地再開発事業の権利調整手続きは、事業完了後将来にわたって地権者の権利保護を図るものではなく、これに代替させることはできない。</p> <p>・なお、都市再生特別地区、再開発促進区、高度利用地区の都市計画による容積率の配分等を行い、必要な場合は、都市計画の変更等を円滑に行うことにより、ご要望の施設建築物の分棟化は実現可能であると考えられるが、市街地再開発事業の実施にあたって具体的な支障があれば個別に相談されたい。(「市街地再開発事業の円滑かつ迅速な実施について」(平成14年国都計第209号、国都計第420号、国住街第194号)(平成17年国都計第141号、国都計第487号、国住街第280号))</p>		d	<p>・施設建築物の分棟化については、提示された都市計画による方法によっても対応可能と考えられる。</p> <p>・しかし、都市計画の変更には一定の時間を要することから、市街地再開発事業による都市再生を推進していくため、迅速に対応できるしくみを検討することが重要である。</p> <p>・このため、社会情勢の変化等を踏まえ、様々な視点から検討していく必要があると考えており、別途相談させていただきます。</p>	国土交通省より実施しないとの見解が示されており、自治体は国土交通省の示す代替案を含め更に検討を行うことが必要であることから一旦協議終了。	IV	

特区区分	総合特区名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	回数	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解						国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答		対面協議	内閣府記載欄		
							担当省庁・担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応		理由等	内閣府コメント	内閣府整理 I~IV
国際03	アジアヘッドクォーター特区	公開空地等における建築物整備に係る超高层ビル本体への現行建築基準法適用除外(既存適及)	1525	<p>新宿副都心エリアの超高层建築物は特定街区や総合設計制度によって整備され、各街区には広大な公開空地等が存在する。その公開空地等を活用して、喫緊の課題であるエリア全体の防災性の高度化、環境性能への対応を早期に実現するため、分散型電源設備、災害時における医療救護施設、帰宅困難者等を収容できる大規模等の整備を計画している。しかし、公開空地等の地下には既存超高层建築物の躯体があり、外観上独立して整備する場合においても、増築として取り扱われ、既存超高层建築物への現行建築基準法への適及適用が求められる。また、新宿副都心エリアにおいては、旧建築基準法第38条に基づく大臣認定を取得している超高层建築物も多い。</p> <p>そこで、公開空地等における新たな施設整備に伴う既存超高层建築物への適及適用(いわゆる「既存適及」)に関する規制緩和を要望する。</p> <p>【既存適及の規制緩和措置】</p> <p>一公開空地等における新築建築物が、外観上既存建築物と独立し、地下躯体で接する場合において、既存建築物からの距離があるなど一定の要件を満たすものについては、防火、避難上も独立すること、その負荷が既存建築物に及ぼさないことを前提としても、構造耐力についての適及適用が存在するため、次のとおり、規制緩和措置を要望する。</p> <p>既存建築物については、建築基準法第20条に定める構造耐力の基準に適合するよう検証を行うが、このうち、風圧に関する基準については、新築建築物が低層で独立しており、既存建築物に対する影響を及ぼさないことから、検証の対象とはしないこととする。</p> <p>一今回の規制緩和によって、BCP・DCPの確保を早期に実現することができる。更には、今後の既成市街地における機能更新のモデルともなり得る。現在、新宿副都心エリアにおいては公開空地等への施設整備が具体的に計画されている。また、その他複数街区が連携したBCP等に寄与する公開空地等の改良・活用についての検討も行われている。</p>	新宿副都心エリアにおける既存超高层建築物の躯体は公開空地等の地下を含み街区全体にあるため、公開空地等における施設整備にあたっては、外観上独立して増築する場合においても、既存超高层建築物に対しても現行建築基準法への適及適用が求められる。一方、既存超高层建築物は建設当時の建築基準法に準拠して建設されており、現在においても基本的にその性能に遜色のない状況であるが、現行法令への適合が求められる。喫緊の課題でもあるエリアの防災性向上や環境性能への対応に資する公開空地等への施設整備を行う際、既存躯体を全面改修する場合においては、当該施設整備コストに比べ、既存建築物への適及適用に膨大な費用・期間が発生することになり、事業性等の観点から、その実現が極めて困難な状況である。	1回目	国土交通省住宅局建築指導課	建築基準法第86条の7、建築基準法施行令第81条第1項、第137条の4、第137条の14、昭和44年建設省告示第1728号、昭和45年建設省告示第1633号、平成12年建設省告示第1461号	F	—	速やかに検討開始。結論を得られ次第措置。	<p>i) 現時点で指定自治体の提案どおり規制改革に着手できない理由 まずは、具体的に増築等を検討している既存超高层建築物を対象にして、風圧力に対する構造安全性や防火・避難安全性等の必要な安全性が確保されているか技術的に検証を行う必要がある。</p> <p>ii) 現時点で条件提示または代替案を提示できない理由 風圧力に対する構造安全性や防火・避難安全性等の必要な安全性が確保されているかが明らかではないため、具体的に増築等を検討している既存超高层建築物を対象にして技術的に検証を行う必要がある。</p> <p>iii) 検討する際の論点 具体的に増築等を検討している既存超高层建築物を対象に技術検証を行い、必要な安全性が確保されているかが論点である。</p> <p>iv) 検討の方向性 検証の結果、安全性を満たしており、現行規定で増築等が困難な場合には、増築等を可能とするために規定の見直しを検討する。なお、規定の見直しは、特区地区に限って行うことは不合理であり、全国対応で行う。</p> <p>v) 検討の場・方法 省内で検討する。</p>	※対応の但し書き	b	<p>・安全性の確保についての技術的な検証を行い、増築等を可能とするために規定の見直しを検討することについては了解する。</p> <p>・当エリア内における既存超高层建築物を対象とした、構造上、防火・避難上の安全性等の必要な安全性の検証などにあたっては、積極的に協力したいと考えており、検討の過程においては、意見を聴取する機会を設けることをお願いしたい。</p> <p>・喫緊の課題であるBCP施設等の整備が実現するよう速やかな検討をお願いしたい。</p>	<p>【I:提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの II:提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの III:取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの IV:一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの】</p>	国土交通省は自治体が要望する既存適及の規制緩和について、実現に向けて速やかに検討を開始するとしており、自治体も了承したことから協議終了。但し国土交通省は、スケジュールを示した上で、検討状況について適宜情報提供を行い、仮に自治体の取組が実現できない恐れがあるなど、自治体が希望する場合は国土交通省と改めて協議を行うこととする。	II
						2回目												